

資料 5

長野市交通・災害遺児等福祉年金の見直しについて

1 長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会での審議経過

第 1 回分科会 平成 20 年 6 月 2 日（月）

見直しの経緯

交通・災害遺児等の現況

- ・交通・災害遺児等福祉年金の概要
- ・交通遺児等に対する支援制度
- ・中核市等の制度の状況

第 2 回分科会 平成 20 年 7 月 25 日（金）

- ・中核市及び県内市におけるひとり親家庭に対する施策の状況を参考に意見交換

第 4 回分科会 平成 20 年 10 月 20 日（木）

- ・年金制度の廃止を含む 5 案をたたき台として見直し案を検討

2 審議内容

(1) 見直しの視点

- ア 交通事故死亡者が減少している中で、交通・災害遺児のみを支給対象として存続する理由がないこと。
- イ 父母の病死・自殺による遺児も死別ということでは交通・災害遺児と同じであり、特に近年の自殺者数は、かつての交通事故死亡者数と同等となっていること。
- ウ 遺族年金や保険制度、母子・父子世帯や障害者に対する福祉施策など交通・災害遺児等に対する支援策が「福祉年金」創設当時と比べ整備されてきていること。
- エ 市の財政状況が厳しいこと。

(2) 見直しの概要

	現 行	見直し案
支給対象者	父又は母が交通事故若しくは災害事故により死亡し、又は障害者となった児童の保護者	父又は母が交通事故、災害事故、病気等により死亡し、又は障害者となった児童の保護者
支給時期等	8 月 1 日（基準日）に受給資格を有する者に、毎年 8 月に福祉年金として支給 所得制限有り 児童扶養手当法の例による。	遺児等になった時、並びに遺児等が小・中学校入学時及び中学校卒業時に激励金として支給 所得制限有り 児童扶養手当法の例による。
支 給 額	遺児等 1 人につき年額 6 万円	遺児等 1 人につき 1 万円